

新しい国民健康保険証を送付します

現在お持ちの国民健康保険証(保険証)は、有効期限が7月31日までとなっております。

7月中旬に、新しい保険証(70歳以上75歳未満の方は保険証兼高齢受給者証)を簡易書留で世帯主あてに送付いたします。記載事項をご確認のうえ8月1日からお使いください。

また、保険証をお受け取りできず郵便局での保管期限が過ぎた保険証は、町民課国保年金担当でお預りとなります。保険証をお受け取りに来られる場合は、古い保険証と本人確認書類(マイナンバーカード・免許証・パスポート等)をお持ちください。都合により受け取りに来られない方は必ずご連絡をお願いいたします。

※有効期限が切れた保険証は町民課窓口にお持ちいただくか、細かく裁断して破棄してください。

☎町民課 国保年金担当
☎内線122・123

西和田・河原山土地区画整理事業地内の土地の分筆が制限されます

越生町西和田・河原山土地区画整理事業は、今年度から、事業完了に向けた準備に入ります。そのため、土地の分筆が制限されますのでご理解とご協力をお願いいたします。

制限期間 令和4年9月1日～令和6年3月31日

☎まちづくり整備課 まち企画担当
☎内線153

公共施設等の男性用トイレに「サニタリーボックス」を設置しました

前立腺がんなどの病気や加齢に伴って「尿漏れパット」を利用する男性が増えています。処分する場所に困っているとの現状を踏まえ、女性用トイレにも設置している「サニタリーボックス(汚物入れ)」を、役場庁舎をはじめ、中央公民館、やまぶき公民館、保健センター、図書館といった公共施設のほか、うめその梅の駅、里の駅、オーティックといった観光施設の男性用トイレに設置をしました。

※「ごみ箱」ではありませんので、パット以外のものは捨てないでください。

☎総務課 庶務担当 ☎内線211

保険証兼高齢者受給者証について

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方は、保険証兼高齢受給者証を送付します。前年の世帯の所得状況に応じて自己負担割合(2割または3割)が記載されています。

また、保険証兼高齢受給者証の有効期限は『令和5年7月31日』です。ただし、令和4年8月1日から令和5年7月31日までの間に75歳の誕生日を迎える方は、後期高齢者医療制度に加入することになるため、有効期限は誕生日の前日になります。

下表に該当する方は手続きが必要ですので、町民課国保年金担当までお越しください。

手続きが必要な方	必要なもの
国民健康保険に加入のまま会社などの保険証をお持ちの方	①国民健康保険証 ②会社などから発行された保険証 ③本人(届出者)の確認ができるもの ④個人番号(マイナンバー)の確認ができるもの
会社などを辞め、他の健康保険にも国民健康保険にも加入されていない方	①会社などを辞めた日がわかる証明書(退職証明書、離職票など) ②本人(届出者)の確認ができるもの ③個人番号(マイナンバー)の確認ができるもの

☎町民課 国保年金担当
☎内線122・123

越生町国民健康保険加入者のみなさまへ

令和4年度国民健康保険納税通知書を送付します

越生町国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主の方へ、国民健康保険納税通知書を送付します(7月中旬発送予定)。

◎昨年度からの変更点

- ・課税限度額の引き上げ
地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税分が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税分が19万円から20万円に、それぞれ引き上げられます(介護納付金課税分は据え置き)。
- ・未就学児にかかる均等割額の軽減
未就学児にかかる均等割額が5割軽減されます。低所得者の均等割軽減(7割・5割・2割)がされている場合は、軽減後の均等割額が5割軽減されます。

令和4年度の税率は次のとおりです

	所得割	均等割	課税限度額
基礎課税分(医療分)	所得の7.4%	2万4千円	65万円
後期高齢者支援金等課税分(支援分)	所得の1.6%	8千円	20万円
介護納付金課税分(介護分) ※40～64歳が対象	所得の1.2%	1万1千円	17万円

※所得割は、「加入者の前年の合計所得金額-基礎控除43万円×税率」により算出します。(基礎控除額は、前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合変わります)

※均等割は、加入者数に応じて算出します。

※税額は、医療分+支援分+介護分の合計です(上限102万円)。

◎保険税の軽減について

- ・前年の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯全員(世帯主+被保険者)の所得合計額が
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※被保険者には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を含みます。

※給与所得者等とは、世帯内の給与所得者及び公的年金所得者です。

※給与所得者とは、給与等の収入金額が55万円を超える人です。

※公的年金所得者とは、65歳未満の場合、公的年金額が60万円を超える人です(65歳以上の場合、公的年金額が110万円を超える人です)。

- ・65歳未満で、会社の倒産や解雇、雇い止めなどになった人(非自発的失業者)は、申請により保険税が軽減されます。
- ・その他、後期高齢者医療制度移行に伴う軽減や新型コロナウイルスによる軽減があります。

◎納付は口座振替が便利です

納付方法を口座振替にすれば「忙しくて」「ついうっかり」など、納め忘れがなくなります。また、一度手続きをすると翌年度以降も自動的に引き落としされ、たいへん便利です。

手続きに必要なもの ・納税通知書 ・預貯金通帳 ・印鑑(通帳届出印)

※申込書は町内金融機関及び町役場にあり。

(口座振替取扱金融機関)

埼玉りそな銀行、りそな銀行、飯能信用金庫、埼玉信用金庫、いるま野農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行

☎町民課 国保年金担当 ☎内線121・122・123

